

# 茨城県における指定廃棄物の長期保管に関する ご意見について

---

平成25年12月25日

## 茨城県市町村長会議での前回のご意見

前回の茨城県市町村長会議において、指定廃棄物の処理の今後の対応に関して以下のような意見がありました。

- 県内1カ所に遮断型構造の最終処分場を設置する。
- 8,000Bq/kgを下回るまで現状の保管を継続し、県内の既存処分場で処分をおこなう。

それぞれの対応に関して、安全性、メリット、デメリットを整理をおこなうとともに、茨城県内での一時保管の現状について整理しました。

## 県内に最終処分場を1カ所設置するとの意見について

- 環境省では、一時保管していただいている指定廃棄物をできるだけ早期に安全な方法で処理するため、各県ごとに処分場を1箇所設置し、処理を進めることを基本的な考え方としています。
- 具体的には、遮断型構造を有する処分場を設置して埋立処分を行うことにより、強固な安全性を確保するとともに、放射能濃度が十分減衰するまで長期に渡り、適正に維持管理を行います。
- 本対応に関して、安全性、メリット、デメリットを整理すると以下のとおりです。

安全性	メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>・計画している処分場は、地下埋設型のコンクリート構造であり、2重のコンクリート壁、ライニングによるコンクリートの保護、ベントナイト混合土による遮断層の設置など、何重もの安全対策を施すことに加えて、適切な維持管理・モニタリングを実施することにより、長期に渡って安全性を確保する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国が管理事務所を設置して将来に渡って責任を持って点検・維持管理を実施する。</li><li>・堅固な施設において一箇所に集約して管理を行うため、合理的かつ確実な管理を長期間継続することができる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・処分場を設置する1箇所の市町村に大きな負担がかかることになる。</li></ul>

# 指定廃棄物の長期保管に関する意見について

第2回茨城県指定廃棄物処理促進市町村長会議において現状の保管を継続してはどうかとのご意見がありました。

## ご意見

8,000Bq/kgを下回るまで現状の保管を継続し、  
既存の県内処分場で処分

現在、県内の各場所で分散保管されている指定廃棄物について保管管理を徹底して、現状の保管を長期間継続する。

そして、放射性セシウム濃度が、8,000Bq/kg以下まで減衰した後に指定解除を行うなどにより、既存の管理型処分場で処分する。(指定解除を行う場合は、解除要件と申し出が必要となる。)

安全性	メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>・現状においても特定廃棄物関係ガイドラインにしたがって、指定廃棄物の飛散、流出防止等の措置が講じられているが、現在の保管状態をできる範囲で改善して安全性の向上を図ることは可能である。</li><li>・台風、竜巻、大雨等の自然災害等に対する安全性は、遮断型処分場と比べて劣る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・処分場を新たに設置することなく対応可能である。</li><li>・8,000Bq/kg以下まで減衰した指定廃棄物については、ガイドラインに示す基準にしたがって、通常の廃棄物と同様の方法で県内の既存の管理型処分場での処分が可能である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・一時保管場所を有する市町村及び保管者に対し、8,000Bq/kgを下回るまでの期間、維持管理の負担をかけることになる。(なお、適正保管のための必要な経費は環境省が負担。)</li><li>・保管容器が劣化した際の入替え等、定期的な維持管理が必要である。</li><li>・指定解除された廃棄物は、一般の廃棄物と同様の処分が可能となるが、保管者に処分責任が移ることから処分先の確保も含めて、処分をすべて行っていただくことになる。</li><li>・複数の市町村に由来する廃棄物を保管している場合、各市町村が持ち帰る等、どのような形で保管を継続するべきかについて検討が必要。</li></ul>

## 茨城県における8,000Bq/kg超の廃棄物保管量

保管量は、平成25年11月末時点のもの

保管市町村	保管者	品目	保管量(トン)
			8,000 Bq/kg超
日立市	市町村	飛灰	1260.2
土浦市	県	焼却灰	97.0
龍ヶ崎市	市町村	飛灰	181.5
高萩市	民間	稲わら	0.4
北茨城市	市町村	飛灰	45.0
取手市	市町村	汚泥	2.5
牛久市	民間	汚泥	0.2
ひたちなか市	市町村	飛灰	152.0
	県	焼却灰	828.8
鹿嶋市	民間	飛灰	0.3
守谷市	市町村	飛灰	611.0
かすみがうら市	市町村	飛灰	62.0
小美玉市	市町村	飛灰	16.0
茨城町	民間	汚泥	226.7
阿見町	市町村	飛灰	159.4

## 茨城県における8,000Bq/kg超の廃棄物保管量の変化の推計

- 平成25年11月末時点において8,000Bq/kg超の指定廃棄物等3,643.0トンを対象として、放射性セシウム濃度が時間経過に伴い8,000Bq/kg以下に減衰することを考慮して8,000Bq/kg超の廃棄物保管量の経年変化を推計
- 県内の8,000Bq/kg超の保管量は、事故発生時点から4年後で約2分の1、8年後で約10分の1になる

単位:トン

	8,000Bq/kg超の保管量の経年変化							
	事故時点からの経過年数							
	3年後	4年後	6年後	8年後	10年後	15年後	20年後	30年後
8,000Bq/kg超の廃棄物の量	1,980.8	1,689.0	690.3	279.8	78.3	0.6	0.6	0.6
市町村数	11	10	8	6	4	2	2	2

※現在の保管を続けた場合であり、可燃性廃棄物の焼却は考慮していない

※指定廃棄物については、16条、18条申請時のCs137濃度をもとに、事故時点のCs134:Cs137を1対1と仮定して、事故時点からの経過年数に応じた放射性セシウム濃度を推計して保管量を算定